

# 防府市社会福祉法人審査会設置要綱

令和2年2月17日制定

## (設置)

第1条 社会福祉法人の設立認可について、その認可を適正かつ公平に進めるため、防府市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人の設立の認可に関すること。
- (2) その他社会福祉法人について必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 審査会に副会長を置き、会長の指名する委員を持って充てる。

## (会長等)

第4条 会長は、審査会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議の運営)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員の指名する者が代わりに出席することができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長が緊急やむをえないと認めたときは、回議により審査会の意思を決定することができるものとする。

## (会議及び会議録)

第6条 会議は、原則として公開しない。ただし、会議録は、原則として公開

するものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、健康福祉部福祉指導監査室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員
健康福祉部長
健康福祉部次長
こども家庭統括室長
障害福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
こども家庭課長
社会福祉課長
健康増進課長
福祉指導監査室長